

## 《入会金・年会費・基金・その他の料金に関する施行細則》

平成15年6月13日制定

平成19年9月19日改正

平成27年5月12日改正

### 第1条（入会金・年会費・基金）

入会金・年会費・基金は本クラブの運営規則（以下規則と言う）第4条1号・2号・3号の規定の通り。

### 第2条（その他の料金）

その他の料金（規則第4条4号）は次の通り。

(1) J S A F 登録料	6, 5 0 0 円
(2) 新規艇登録料	8, 5 0 0 円
(3) 艇登録更新料	6, 5 0 0 円
(4) 複数艇登録割増料	3, 0 0 0 円
(5) 旧セール番号使用料	5 0, 0 0 0 円
(6) 代表者変更手数料	6, 5 0 0 円
(7) 艇名変更手数料	2, 0 0 0 円
(8) 会員証再発行手数料	3 0 0 円
(9) セーラーズ保険料（任意）	2, 0 0 0 円
(10) 無線局加入料	1 3, 0 0 0 円（注.5年分）

### 第3条（年会費・基金・その他の料金の納入方法）

1. 正会員若しくは艇を登録している正会員は、原則として、下記の方法により年会費・基金・その他の料金を納入しなければならない。

(1) 年会費・基金・J S A F 登録料・艇登録更新料・セーラーズ保険料（以下“年会費等”と言う）については金融機関の預金口座振替（自動払込）（以下“口座振替”と言う）により一括して前納する。

(2) その他の料金については、本クラブが指定する銀行口座（以下“指定銀行口座”と言う）に送金し、納入する。

但し、J S A F 登録料・艇登録更新料・セーラーズ保険料は除かれる。

2. 正会員若しくは艇を登録している正会員は、年会費等を口座振替により納入しない場合または預金口座の残高不足等に因り口座振替により納入することができない場合には、指定銀行口座に年会費等を一括して送金し、前納しなければならない。この場合事務手数料として3,000円を追加して支払わなければならない。
3. 新規に入会した正会員若しくは新規に入会し艇を登録する正会員は、入会金・年会費・基金・その他の料金を下記のいずれかの方法で納入しなければならない。
  - (1) 指定銀行口座への振り込み（振り込み料金は本人負担）
  - (2) クレジットカードにより支払う
  - (3) 指定の請求書によりコンビニエンス・ストアで支払う
4. 名誉会員は、前項の規定を準用し、その他の料金を納入しなければならない。

#### 第4条（年会費等の納入期限）

年会費等は、毎年2月26日を期限とし、その日までに口座振替により納入する場合は預金口座に入金し、送金により納入する場合は指定銀行口座に送金しなければならない。

#### 第5条（前納会費等の返還）

第3条第1項または第2項により、年会費・基金・その他の料金を前納した正会員がその年の3月31日までに退会手続を完了した場合には、送金に要する銀行手数料等を差し引いた金額を返還する。

#### 第6条（口座振替制度による年会費等の納入）

新規に入会した正会員は、所定の「預金口座振替（自動払込）依頼書」に必要事項を記入し、記名押印の上、事務局に提出し、次年度から原則として口座振替により年会費等を納入しなければならない。

#### 第7条（施行細則の変更）

本施行細則の変更は理事会において議決を得なければならない。

#### 附 則

1. 本施行細則は平成15年6月13日より施行する。
2. 本施行細則の改正は改正日より実施する。